

令和2年度月額保険料の賦課額

(令和2年4月分から)

(単位：円)

種別	所得区分	医療給付費分	後期高齢者 支援金分 (据え置き)	計	介護保険分 40歳～64歳 (据え置き)
正組合員 〔前年の総所得金額により、右記のいずれかに該当 ※1〕	400万円未満 新規加入者	平等割 14,000 所得割 5,000	8,700	27,700	7,200
	400万円以上 1000万円未満	平等割 14,000 所得割 10,000		32,700	
	1000万円以上 2000万円未満	平等割 14,000 所得割 25,000		47,700	
	2000万円以上	平等割 14,000 所得割 28,000		50,700	
正組合員家族 (18歳以上)	—	7,500	4,800	12,300	4,700
正組合員家族 (18歳未満) ※2	—	7,500	2,000	9,500	—
准組合員 〔前年の総所得金額により、右記のいずれかに該当 ※1〕	400万円未満 新規加入者	11,500	4,800	16,300	4,200
	400万円以上	14,000		18,800	
准組合員家族	—	6,000	2,000	8,000	4,000

※1 4月分～9月分保険料は「前々年の所得」に基づきます。

※2 令和2年度においては、平成14年4月2日生まれ以降が「18歳未満」になります。

《 保険料改定の概要 》

- 算定の基礎となる所得の判定をこれまでの「所得税額」から地方税法に規定する「総所得金額」に変更します。
- 所得に応じた負担となるよう正組合員上限の区分を増やし、准組合員にも所得区分を導入します。
- 世帯における負担を考慮して、家族分は引き下げて軽減を図ります。
- 4月1日時点で前々年所得により保険料賦課額を決定し、その後、前年所得において所得区分に変更が生じる場合は10月分保険料から改めます。なお、所得の確認については、当組合においてマイナンバーによる地方税情報の連携制度を利用します。確認できない場合は課税証明書等の提出をお願いすることがあります。
- 新規加入者については、所得に関係なく加入後1年間は最も低い保険料の区分とし、1年経過後の4月または10月に保険料賦課額の見直しを行います。
- 後期高齢者支援金分及び介護保険分保険料については、改定はありません。